

# 子育て支援センター インセル通信



子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や、親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。お気軽にお越しください。

## 9月行事予定

日にち	開始時間	行事（講師・敬称略）
14日(火)	10:30	子育て懇談会 (西部地域健康センター長)
17日(金)	9:30	わくわくキッズ【2歳以上の子どもとその保護者対象です。】
24日(金)	10:30	親子の関わり懇談会(福田宏子)

## 10月行事予定

日にち	開始時間	行事（講師・敬称略）
4日(月)	11:00	親子リトミック(大竹美枝子)

子育て・親子の関わり懇談会(毎月第2火・第4金曜日)子どものしつけや遊びのこと、成長や健康のことなど、保健師や主任児童委員を交えて、お話ししています。子育ての色々な話を聞いたり、話したりするだけで気持ちが軽くなることもあります。子育てはとても大変で苦しい時もあるけれど、だからこそ楽しく嬉しい時がある事を一緒に感じてみませんか？

## パステルルーム

『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や、家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

## 9月実施予定

日にち	開始時間	場 所
16日(木) - 第3木曜 -	9:30	中央ふれあい館

## 子ども服の交換会

小さくなって着られなくなった子ども服、ありませんか？

子どもの成長は早く、すぐに着られなくなってしまいます。でも、すぐに汚れてしまうので枚数が必要ですね。捨てるにはもったいない、そんな服をみんなで持ちよって交換しましょう。持って帰るだけでもいいですよ！

と き 9月29日(水) 11:00~

ところ 子育て支援センター

上記以外の日程で『おひさまルーム』を開催しています。親子のふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びの紹介をしています。

- ・毎週木曜日は予約による個別相談の日です。子育て支援センター内の遊びはありません。
- ・行事はいずれも11:30に終了予定です。
- ・3ヶ月以下のお子様は、午前中の行事への参加はご遠慮下さい。(個別相談には応じます。)

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター  
TEL820-5502 FAX820-5504(いずれも共通番号です)

開設日時(年末年始、祝日を除) 月~金曜日午前9時半~午後5時  
<子育て相談(要予約)月~金曜日:午後1時~午後5時>

2004広島県障害者ふれあいランド開催

障害のある人々の社会参加を促進し、障害のある人々に対する理解を深めるため、「みんなの理解でふれあう喜び」をテーマに、広島県障害者ふれあいランドが開催されます。

障害のある人々の暮らしの相談等  
と き 9月7日(火)~12日(日)  
ところ 天満屋福山店  
(福山市元町1-1)  
問合せ先 広島県知的障害者福祉室  
513-3161 (福祉課)

## 地域保健講演会の開催について

昨今、マスコミでもよくとりあげられている、「キレるこどもたち」という切実な問題について、精神発達課題、実際の家庭での親子のコミュニケーションなどについての講演です。また、講演後には質疑応答も予定されています。

## 【と き】

9月25日(土) 14:00~16:00

## 【と ころ】

スペースぶなの森(貴船146-1)  
広電バス熊野営業所下車徒歩1分

## 【演 題】

児童・思春期のこどもたちに今、何が起きているのか  
~キレるこどもたち~

## 【講 師】

医療法人あさだ会  
浅田病院 浅田 護 院長

## 【対象者】

児童・思春期の保護者及び関係者

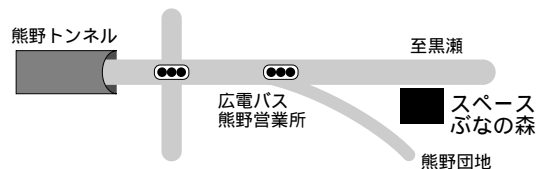
## 【定 員】 30名

## 【入場料】 無料

## 【申込方法】 電話申込(先着順)

## 【問合せ先・申込先】

医療法人あさだ会/スペースぶなの森  
TEL・FAX 854-0650 担当 高杉



(福祉課)

## 国民健康保険証の

### 更新について

現在使用の国民健康保険証の有効期限は、9月30日までです。

新しい保険証（一般は、ふじ色、退職は、みず色）を9月下旬に郵送します。10月1日を過ぎても保険証が届かないときは、住民課保険年金係までご連絡ください。また、修学、長期出張等で別に保険証が必要な世帯は、新しい保険証、印鑑を持参のうえ申請ください。

詳しいことは、住民課保険年金係へお問い合わせください。

問合せ先

住民課保険年金係

820・5604

（住民課）

乳幼児医療費受給者証が  
変わります

10月1日から乳幼児医療費受給者証が現行のピンク

色からふじ色に変わります。新しい受給者証は9月末に郵送します。（通常の誕生日の更新手続きは必要ですが、この件に関しての手続きは不要です。）

10月1日以降医療機関へかかるときは、新しい受給者証を使用してください。

なお、医療費の負担割合等は現行どおりです。

問合せ先

福祉課

820・5605

（福祉課）

終戦当時の

引揚者の方々へ

税関では、お預かりしている次の通貨、証券などをお返ししています。

終戦時外地から引揚げてこられた方々が、上陸港の税関等に預けられた通貨、証券など

外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの返還の申し出は、ご本人

ばかりではなく、ご家族の方でも結構です。お心あたりの方は、上陸港を所轄する税関または最寄りの税関へお問い合わせください。

問合せ先

広島市南区宇品海岸

3・10・17

広島港湾合同庁舎内

広島税関支署

（担当）税関広報官

256・3250

505・6917

Eメール

hiroshima@kobe-customs.

go.jp

（福祉課）

戦傷病者等の妻の方へ

次の戦傷病者等の妻の方に特別給付金が支給されます

平成5年4月2日以降に戦傷病者と婚姻された妻又は同日以降に障害給付を受け始めた戦傷病者の妻であって、平成13年4月1日において、戦傷病者である夫が第5款症

ごぞんじですか？

## くわしい年金知識

保険料は納め忘れがなく安心な口座振替で

国民年金保険料を納め忘れていたり、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。

また、万一のことがあったときに、保険料を納め忘れていたために、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。

口座振替にしておくと、毎月、金融機関の窓口に行く時間と手間が省けますし、納め忘れがなくなります。

口座振替は、振替を希望される金融機関で手続きができます。納付書・印鑑（銀行印）・通帳を持って手続きをしてください。

問合せ先

住民課保険年金係

820 - 5604

（住民課）

請求期限は、平成16年9月30日までです。

この日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなり、請求忘れのないよう早めに手続きをしてください。

請求手続きなど詳しい内容については、福祉課又は広島県福祉保健部援護恩給室（513・3035）までお問い合わせください。

（福祉課）

以上の増加恩給等を受けている場合（額面15万円（軽症者半額）、5年償還の国債）平成8年5月に最終償還を迎えた戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得した妻であって、戦傷病者等である夫が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡（平病死）した場合（額面5万円、5年償還の国債）